

八代市住民自治によるまちづくり 行動計画(前期) (素案)



平成22年 月
八代市

目 次

I	策定の趣旨	2
II	新たな住民自治組織の必要性	3
	第1 どうして今、住民自治によるまちづくりなの？	3
	第2 八代市ではどうなっているの？	4
	第3 少子・高齢化の進行と就労人口の減少	5
III	住民自治によるまちづくりに向けて	6
IV	行動計画の概要	7
	第1 各種計画との関係	7
	1 新市建設計画との関係	7
	2 総合計画との関係	7
	3 行財政改革大綱との関係	7
	4 人権教育推進に係る八代地域行動計画	8
	第2 計画の期間	8
	第3 計画の推進体制	9
	1 庁内検討会議での推進	9
	2 各部各課での推進	9
	3 全職員の参画	9
	4 総合的な政策マネジメントの導入・推進	9
V	行動計画の施策体系	10
	第1 行動計画の柱の見方	11
	第2 行動計画の柱	12
	1 住民が主体的に取り組むもの	12
	2 住民と行政が協働で取り組むもの	13
	3 行政が主体的に取り組むもの	16
VI	住民自治を支えるための行政支援	17
	第1 組織設立の支援	17
	第2 行政組織の整備	19
	第3 補助制度の確立	21
	第4 自治意識の高揚	23
	第5 活動拠点施設の機能充実	25

I 策定の趣旨

地方自治体を取り巻く社会環境は、市町村合併をはじめ分権社会に向けての行財政改革の推進などにより大きく変化しています。また、少子・高齢化や人口の減少が見え始め、地域コミュニティの機能維持や地域の活力の低下が予想されます。

八代市は、平成19年9月に「住民自治によるまちづくり基本指針」を策定しました。その基本指針では、住民自治によるまちづくりを進めるにあたっての基本理念を「加たって、語って、協働によるまちづくり」としています。この理念には、「住民の身近な暮らしの単位である地域独自のまちづくりと強い地域経営力を実現することが住民自治のまちづくりとなること。」さらに、市の将来像である『やすらぎと活力にみちた魅力かがやく元気都市“やつしろ”』を住民と行政の共通目標とし、推進・展開していくことをうたっています。

また、基本指針を着実に推進展開していくには行動計画の策定が必要となりました。平成20年6月に住民自治推進団体連絡会議を設け、33の地域及び団体との意見交換会を踏まえ、6回にわたる集中的な議論を経て、平成21年10月に「住民自治によるまちづくりの推進に関する意見書」の具申を受けました。

本行動計画は、基本指針に基づき、さらに具申を受けた内容を踏まえ、行政内部で議論を重ね、効果・効率的な施策の展開と計画的に事業を推進していくために、具体的なアクションとして市民の皆さんに示します。

今後、それぞれの地域で始まる住民自治を推進していくため、本行動計画の内容を適宜検証し、必要に応じて見直し、地域の状況に柔軟に対応しながら協働を進めて行きます。

地域：ここでいう地域とは、概ね小学校区単位のまちづくりを指します。

住民：ここでいう住民とは、八代市に在住・在勤・在学する個人、地域活動団体（NPO法人を含む）、自治会及び企業をいいます。

協働：協働とは、目的ではなく、目標を達成するための手段のことをいいます。それぞれの主体が相互の信頼と理解に立って、共通する目標に向かって協力していくことを指します。

II 新たな住民自治組織の必要性

第1 どうして今、住民自治によるまちづくりなの？

急激な社会環境の変化により、地域の抱える課題は増加しています。「誰かがやってくれるだろう」「行政がやるべきだ」といっている間に、地域の課題は膨らんでいく一方です。

そのような中、住民の皆さんと行政が力を合わせて、地域の課題に対応していく「住民自治によるまちづくり」が注目されており、新たな仕組みづくりが求められています。

自治会単位での活動に限界が・・・

- ◆少子・高齢化⇒自治活動の担い手不足等
- ◆核家族化・都市化⇒自治意識の希薄化等
- ◆住民ニーズの多様化⇒役員への負担増大等

これまでの行政サービスは限界に

- ◆少子・高齢化⇒医療福祉費の増大等
- ◆行財政のスリム化⇒人員、予算の制約等
- ◆地方分権の進展⇒権限移譲による役割の増大等

自治会より広い単位での新たな住民自治組織づくり

地域の抱える課題は、多岐にわたっています。八代市の最小の地縁組織である自治会や行政だけで課題を解決していくことに限界がきていることも否めません。その課題を解決する手段として、いくつかの自治会や個別に活動している地域活動団体、NPO、ボランティア団体、企業等、より広い範囲で新しい住民自治組織を作っていきましょう。



「住民自治によるまちづくり」とは・・・

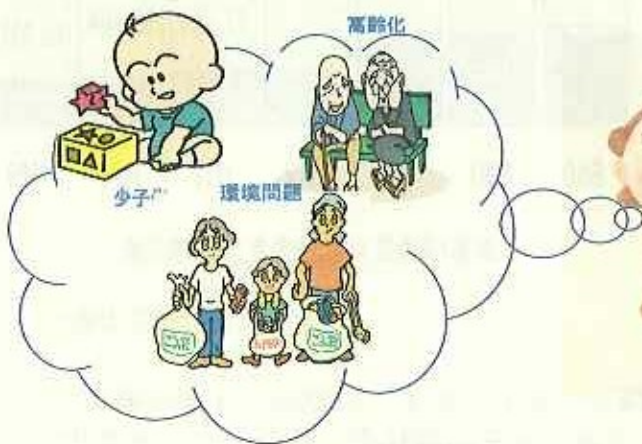
新しい住民自治組織をつかって、地域力を高めるとともに、地域のことは、地域で決め、地域で運営していく「地域の自律」に向けて、行政と協働しながら安心・安全な地域をみんなで築いていきましょう。それが、八代市で考える「住民自治によるまちづくり」です。

第2 八代市ではどうなっているの？



八代市には、多くの地域活動組織があります。その中でも、会員相互の親睦やさまざまな地域活動を自主的に行っている自治会（町内会、区会等）は、住民に最も身近な組織といえます。

しかし、平野部の自治会では、自治会加入率の低下や役員のみならず、地域活動への参加者減という自治意識の希薄化が見られます。また、山間部では、急速な人口減少や高齢者世帯の増加によって、自治会の運営がままならない状態になってきています。



今の地域社会を考えると、

- ◆少子・高齢化の問題
- ◆防犯・防災の問題
- ◆ごみ問題（分別・リサイクル）
- ◆青少年問題 など

私たちが抱える課題は多くて不安だわ。



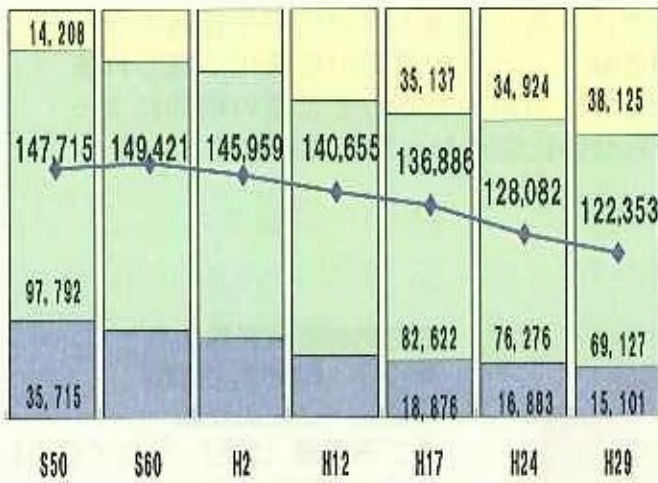
大規模災害や子どもが巻き込まれる事件が毎日のように報道される。おったちに最も身近な地域社会のあり方を問いかけるとじゃなかるか。



行政は、急激な社会環境の変化や、分権社会の進展、あるいは地方経済の低迷などから、これまでの行政手法を変える転換期にあると感じています。住民の皆さんも協働について、一緒になって考えましょう。

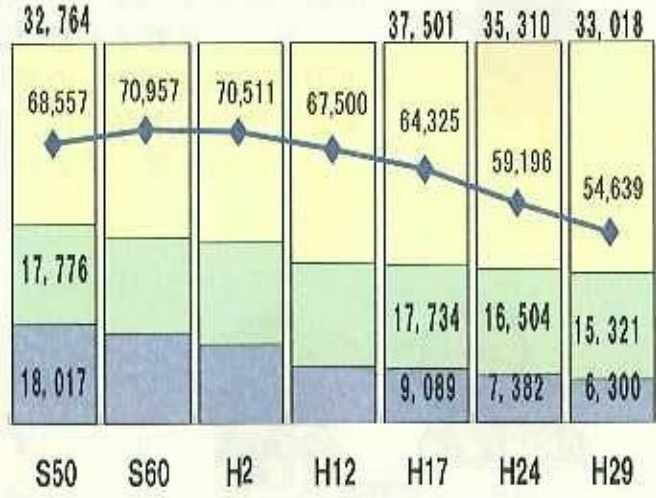
第3 少子・高齢化の進行と就労人口の減少

八代市の人口の推移及び推計



□年少(0~14歳)人口 □生産年齢(15~64歳)人口 □高齢(65歳以上)人口

八代市の就労人口の推移及び推計



□第1次産業 □第2次産業 □第3次産業

資料：総合計画基本構想

わが国の人口は、平成17年をピークに減少へ転じ、年少人口割合、生産年齢人口割合が減少し、一方で老年人口割合が増加、急速に少子高齢社会へ移行していきます。少子・高齢化による社会保障の負担問題を始め、労働力の確保や技術継承の問題などが、社会経済全般にわたって、社会活力の低下など大きな影響を与えることが予想されます。

本市でも人口の減少が見られ、昭和50年から平成29年を見比べると、17%減少することが予想されます。一方、65歳以上の高齢人口は2.7倍に増加し、年少人口は、約58%減少することが予想されています。

さらに、人口の減少は、本市の社会経済に大きく連結、連動しており、昭和50年の就労人口と平成29年を見比べると、20%の減少が予想されています。

住民ニーズが多様化している中、医療福祉費の増大や就労所得の減少、さらには、地方交付税、国庫補助金の減少等から住民サービスの提供を行政だけが担っていくことに限界がきていることも否めません。

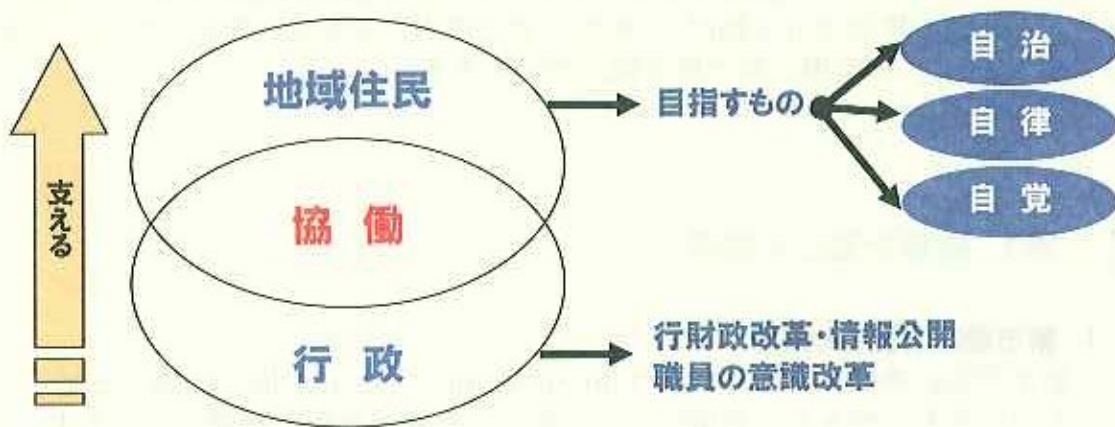
八代市の未来に向け、持続可能となるような地域社会を構築していくことが大きな課題となっています。

Ⅲ 住民自治によるまちづくりに向けて

八代市では、住民自治によるまちづくりを積極的に推進していきます。
住民と行政との適切な役割分担を行い、将来にわたり地域の経営を住民と行政が協働で担っていくビジョンを示します。

～地域で考え地域で行動するまちづくり～

これからは、地域がもっと自治力を高め、最終的には地域の事柄は、地域が決め、地域が運営していく「地域の自律」に向けて、八代市も協働して取り組んでいきます。



■これからのまちづくりの仕組み

地域住民の役割

- 組織をつくります → 地域協議会の設置
- 財源を確保します → 行政からの補助
→ 自主財源の確保
- 事業を進めます → ふるさとまつり
→ 高齢者見守り運動
→ 校区一斉清掃・資源分別
→ 防災訓練・防犯活動
→ 校区民体育祭 など



住民自治を支えるための行政支援

行政の役割

- 組織設立の支援 → 地域協議会設立支援
- 行政組織の整備 → 行政窓口の一本化
- 補助制度の確立 → 地域コミュニティに関する補助金統合
- 自治意識の高揚 → 情報提供・啓発活動
- 拠点施設の機能充実 → 公民館等施設の位置づけ

Ⅳ 行動計画の概要

本行動計画は、住民自治を推進していくために必要な施策を体系化し、「住民が取り組むもの」、「住民と行政が協働で取り組むもの」及び「行政が取り組むもの」について明確に整理し、地域のまちづくりを効果的に推進していくものです。

特に、めまぐるしい社会情勢の変化や本格化する地方分権の推進に対応していくためには、地域住民自らのまちづくりの実現が必要であり、また、小学校区単位を基礎（ただし、異なった地域の環境特性や歴史、文化等の実情を考慮しながら地域住民で判断します）に、これから設置していく住民自治組織（地域協議会）への支援体制の充実も求められます。

「^かた^たって、^かた^たって、協働によるまちづくり」を計画的に推進するため、26の施策と、188の推進項目を掲げ、「やすらぎと活力にみちた 魅力かがやく 元気都市 “やつしろ”」の実現に向け取り組んでいきます。

第1 各種計画との関係

1 新市建設計画との関係

新市建設計画は、合併した八代市の将来（向こう10年間）に関するビジョンを示しているものであり、新市において策定した総合計画の基礎となります。

新市建設計画第6節に示した「住民自治によるまちづくりの推進」を引き継ぎ、推進します。

2 総合計画との関係

本市の総合計画は、新市建設計画を尊重しつつ急速に進展する時代背景のなか、市の一体感の醸成を促すと同時に、多様化する市民ニーズをまちづくりに反映し、市民（住民）と行政とが協働し、より発展的かつ具体的にまちづくりに取り組むことを目的として策定しています。

その趣旨を尊重し、「八代市総合計画（基本構想）」第3章第2節に示した「協働によるまちづくりの推進」を踏まえて計画を推進します。

3 行財政改革大綱との関係

行財政改革大綱は、市民の満足度を向上させるとともに、市民（住民）と行政の役割分担を明確化し、市民（住民）と行政が協力・連携する仕組みを確立するため、「行政経営」と「市民（住民）協働」を取り入れた市政改革を位置付けています。

したがって、行財政改革大綱の柱の一つである「市民（住民）協働」を最大限尊重し推進していきます。

また、行財政改革大綱に示す基本事項を達成させるため、本計画にも盛り込み同時に推進します。

4 人権教育推進に係る八代地域行動計画との関係

八代地域の人権教育の推進にあたっては、地域住民一人ひとりの人権が尊重された、差別のない明るいまちづくりを積極的に取り組んでいかなければなりません。

その趣旨を最大限尊重し、地域住民と行政の連携のもと効果的・実践的な人権教育に取り組みながら推進していきます。

第2 計画の期間

本計画は、基本指針をより具体化し、計画的かつ効果的に実現するために、準備期間を平成22年度から26年度を終了年度とする5ヵ年計画として策定します。

なお、本計画は、毎年度ローリング（見直し・調整）し、平成27年度からの実施期間（後期計画）は、平成26年度に作成します。

基本指針

前期（準備期間） 5ヵ年

平成22年度 平成26年度

後期（実施期間） 5ヵ年

平成27年度 平成31年度



第3 計画の推進体制

計画の推進項目については、社会情勢の変化や制度の変更、住民ニーズの変化などを踏まえるとともに、住民説明会での意見やモデル地域での状況に応じ、適宜見直しを図りながら推進していきます。

1 住民自治推進庁内検討会議での推進

住民自治推進庁内検討会議では、実効性ある計画の推進及び進行管理を行っています。また、必要に応じ専門部会の設置をし、より一層の推進を図っていきます。

2 各部各課での推進

各部各課においては、所管事項の推進方策や方針、行動計画（目標値、スケジュール）を含めた具体的な対応を行っています。

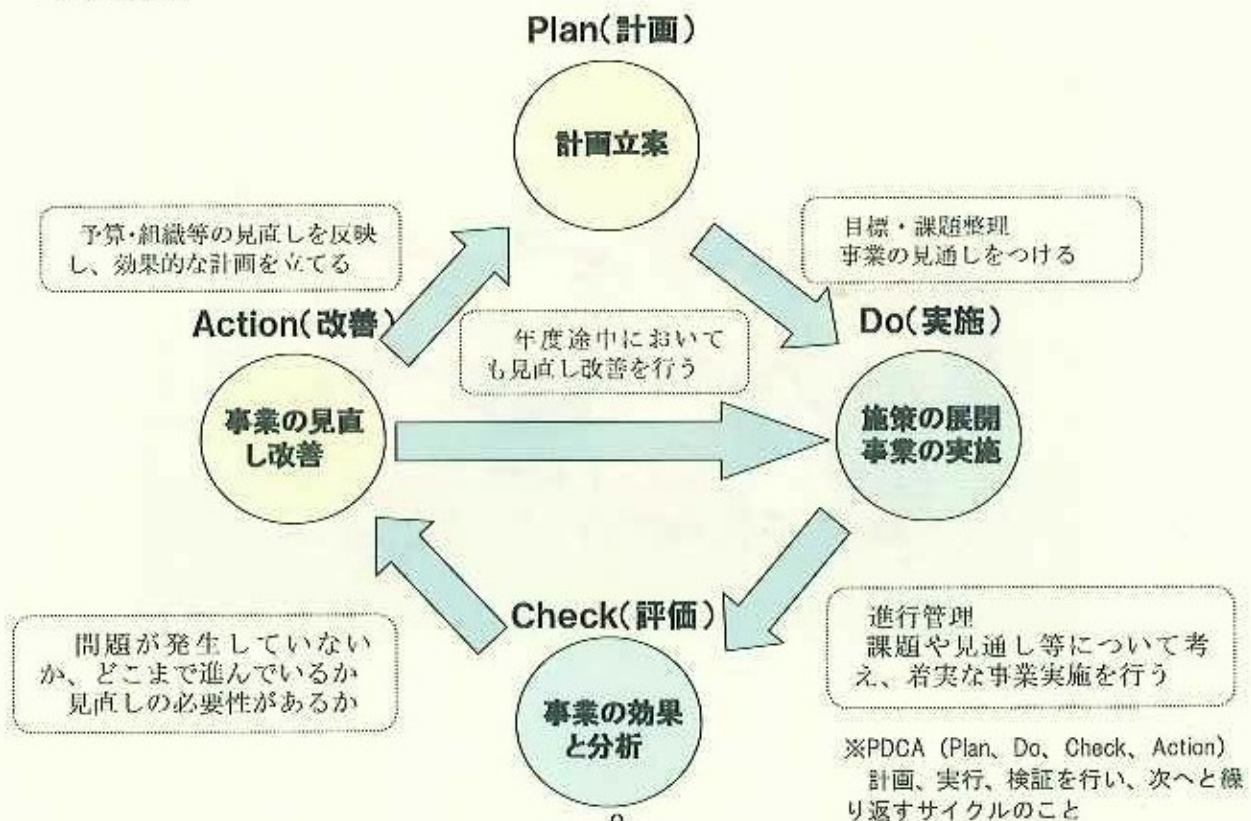
3 全職員の参画

住民自治の推進にあたっては、職員からの提言や意見に耳を傾け、施策に反映、見直し、改善を図っていきます。また、職員自らも市民活動や地域活動に積極的に参加し、住民と一緒に汗を流すなどして、住民との信頼関係の構築に努めていきます。

4 総合的な政策マネジメントの導入・推進

【Plan（計画）・Do（実施）・Check（評価）・Action（改善）機能を働かせます。】

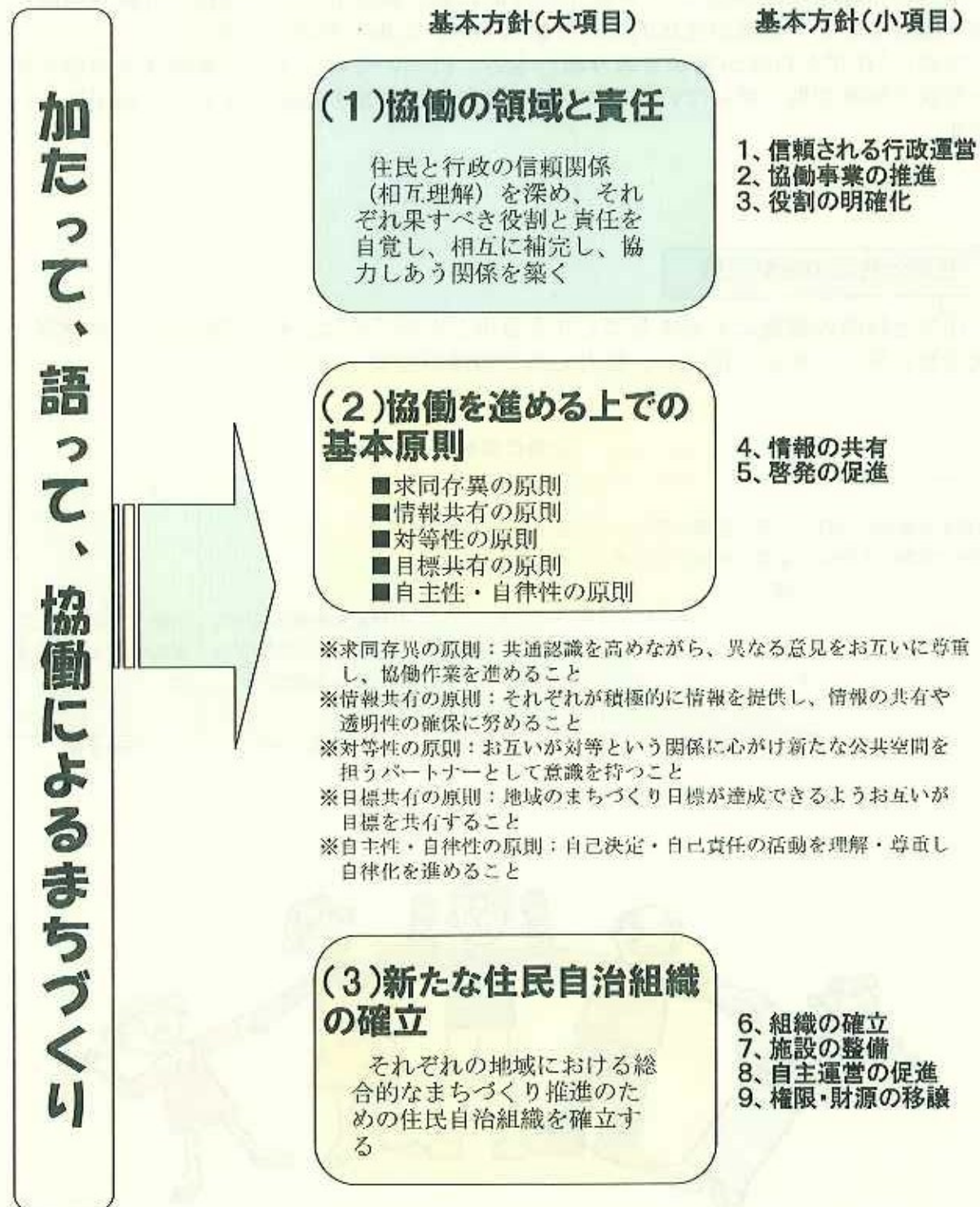
本行動計画は、毎年度、事業の評価を行い、その結果を事業や計画、さらには予算や組織の見直しなどに反映させるとともに、効果・効率的な施策の展開に努めていきます。



V 行動計画の施策体系

■住民と行政の共通目標 「住民自治によるまちづくり基本指針」

やすらぎと活力にみちた 魅力かがやく 元気都市 “やつしろ”



※求同存異の原則：共通認識を高めながら、異なる意見をお互いに尊重し、協働作業を進めること

※情報共有の原則：それぞれが積極的に情報を提供し、情報の共有や透明性の確保に努めること

※対等性の原則：お互いが対等という関係に心がけ新たな公共空間を担うパートナーとして意識を持つこと

※目標共有の原則：地域のまちづくり目標が達成できるようお互いが目標を共有すること

※自主性・自律性の原則：自己決定・自己責任の活動を理解・尊重し自律化を進めること

第1 行動計画の柱の見方

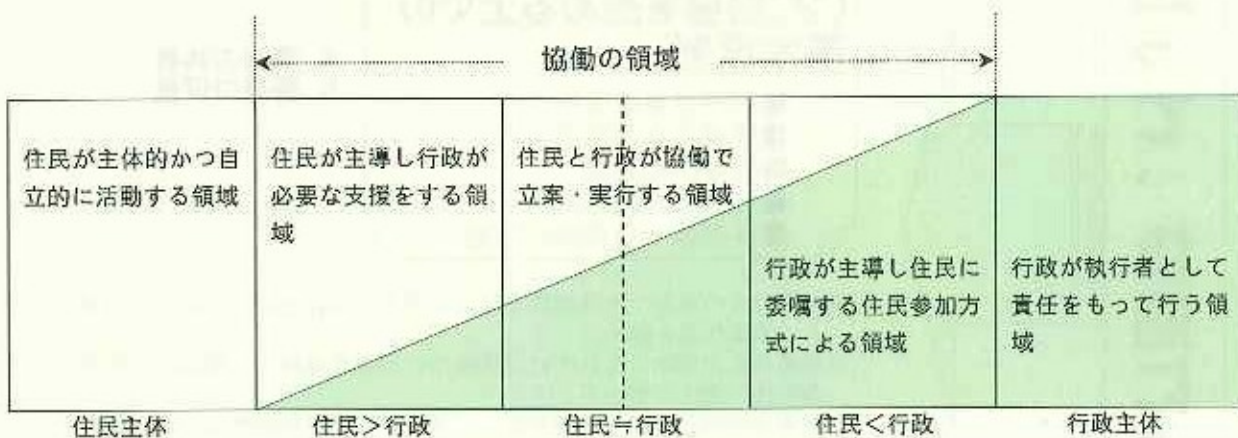
本章で示す行動計画の柱は、平成19年9月に策定した『住民自治によるまちづくり 基本指針』を具体化したものであり、住民自治を推進していくために必要な施策を次節で体系化しています。

柱は、施策体系を基に各部各課からの事業をベースに積み上げ、26の施策、188項目の推進事項に整理し、「住民が主体的に取り組むもの」、「住民と行政が協働で取り組むもの」、「行政が主体的に取り組むもの」に振り分けています。

なお、「住民と行政が協働で取り組むもの」については、すでに地域住民の皆さんと行政が協働で取り組んでいるもの、及び今後協働で取り組むべきものを抽出しています。

住民と行政の役割分担

住民と行政の協働によるまちづくりを目指していくには、それぞれ果たすべき役割と責任を自覚し、相互に補完し、協力しあう関係が必要となります。



第2 行動計画の柱

住民が主体的に取り組むもの

方針	施策	推進項目
組織の確立	コミュニティ範囲の設定	(ア)組織調整 (イ)設立準備委員会の設置 (ロ)地域協議会の設置
	人材の発掘・養成	(ア)まちづくり人材の育成、養成 (イ)協働に関する研修会等の実施
	関係機関との連携	(ア)既存組織の有効活用 (イ)企業・各種団体との連携強化 (ロ)学校との連携強化
施設の運営	拠点施設活動内容	(ア)生涯学習の推進展開 (イ)地域情報の発信 (ロ)公益サービスの提供 (ニ)自主事業の展開
自主運営の促進	住民主体のまちづくり強化	(ア)組織運営のための規約・規定の整備
	まちづくり計画(地域別計画)の策定	(ア)住民による計画づくり (イ)目標設定による進行管理
	コミュニティビジネスの促進	(ア)啓発活動 (イ)地域ニーズの掘り起こし

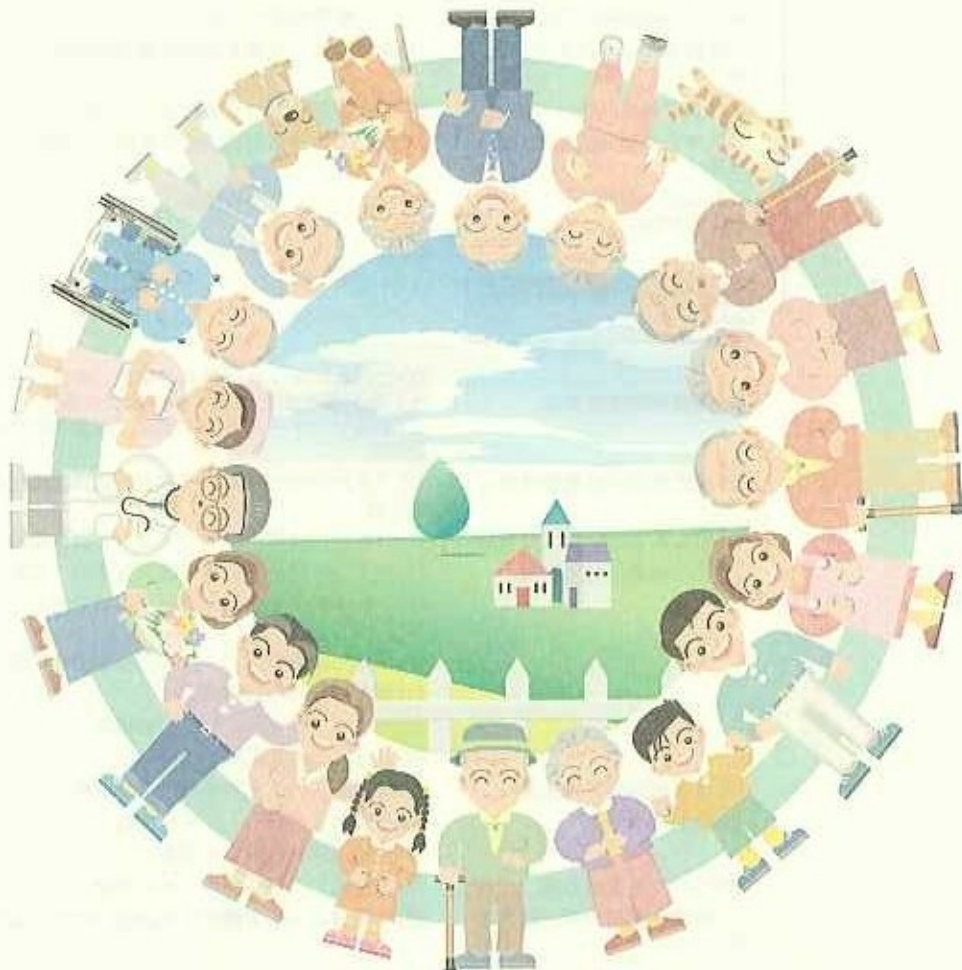


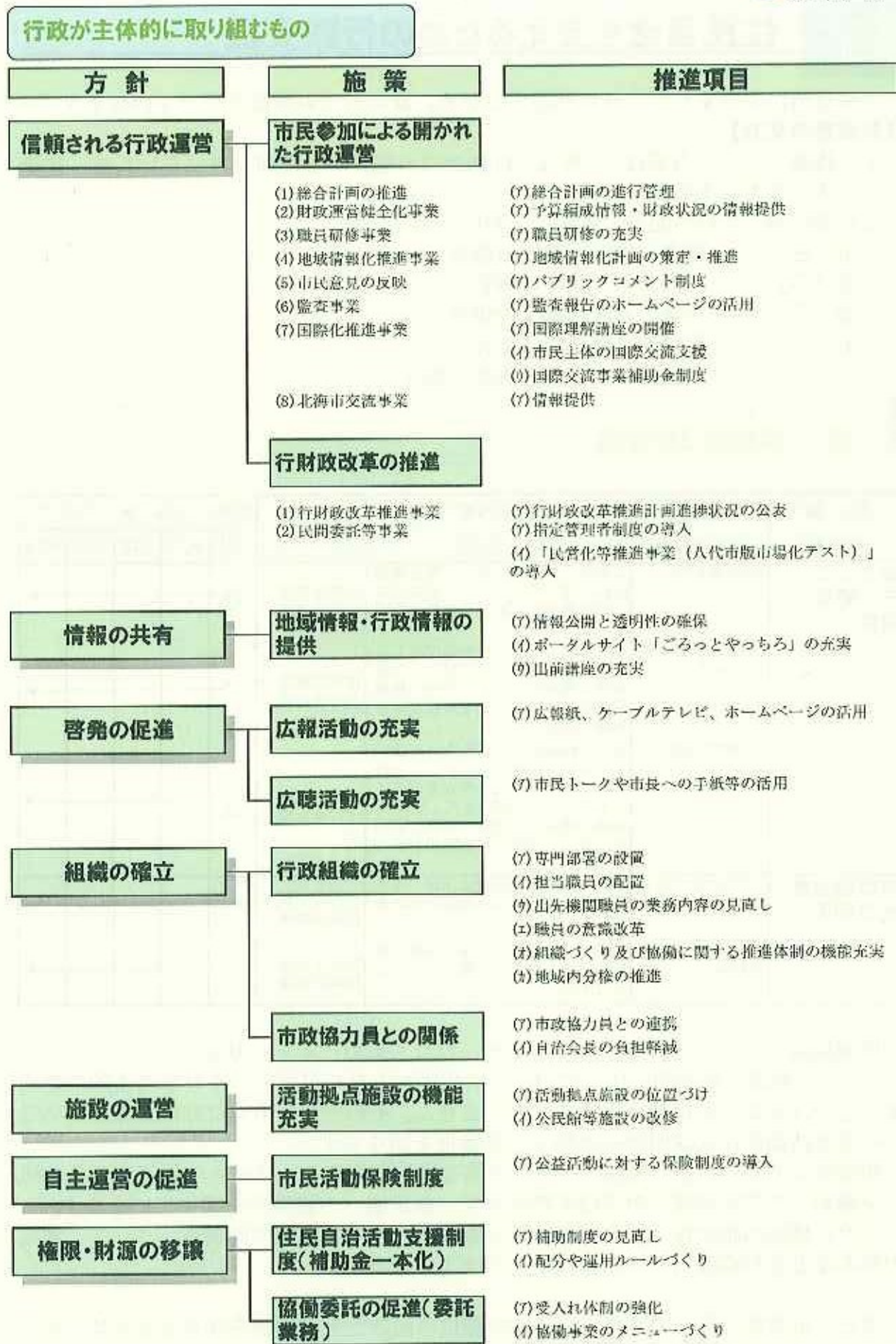
住民と行政が協働で取り組むもの

方針	施策	推進項目
協働事業の推進	誰もがいきいきと暮らすまち	
	(1) 人権啓発事業 (2) 青少年健全育成事業 (3) 人権教育事業 (4) 男女共同参画推進事業 (5) 市民活動啓発事業 (6) 健康づくり推進協議会 (7) 地域子育て支援センター事業 (8) 八代市地域福祉計画の推進 (9) 民生児童委員関係事業 (10) 障害者社会参加促進事業	(ア) 人権セミナーの開催 (イ) 人権子ども集会・フェスティバルinやつしろの開催 (ウ) 情報誌の発行 (エ) 人権啓発センター等の整備 (オ) 社会を明るくする運動の実施 (カ) 青少年指導員の活用 (キ) 社会教育における人権教育の推進 (ク) いっそDEフェスタの開催 (ケ) 情報誌発行 (コ) セミナー開催 (サ) NPO入門セミナーの開催 (シ) NPO設立チャレンジ講座の開催 (ス) 地域健康づくりの推進、拡充及び活動への補助 (セ) 地域の子育て家庭に対する育児支援 (ジ) 地域福祉活動の推進 (ゼ) 民生委員活動経費等 (ド) 障害者スポーツ大会開催
	郷土を拓く人を育むまち	
	(1) 通学路等安全対策事業 (2) 青少年体験活動 (3) 放課後子ども教室 (4) 公民館活動事業 (5) 生涯学習推進事業 (6) 地域スポーツ振興事業 (7) 生涯スポーツ活動推進事業 (8) スポーツ施設管理運営事業 (9) 指定文化財保存管理事業 (10) 伝統文化財保存事業 (11) 文化行事開催	(ア) 学校安全ボランティアの組織化の推進 (イ) 安心・安全な学校・地域づくり推進フォーラムの開催 (ウ) 二見自然の森、さかもと青少年センター等において野外体験、宿泊体験等を実施 (エ) 地域の住民等の協力を得て学習活動、文化活動、集団遊び等を実施 (オ) 公民館講座、地域交流事業、自治公民館支援事業、総合社会推進事業の実施 (カ) 家庭教育学級、婦人学級、高齢者教室等生涯各期における学習支援 (キ) 総合型地域スポーツクラブの設立 (ク) 市民体育祭の開催 (ケ) 多様化する利用者のニーズに対応 (コ) 各種文化財の保存・活用 (サ) 伝統文化財の保存・継承 (シ) 各種文化行事の振興
	安全で快適に暮らせるまち	
	(1) 道路整備事業 橋梁整備事業 都市下水路整備事業 河川改修事業 (2) 交通安全啓発事業	(ア) 公共工事への理解と協力 (イ) 交通ルールの遵守と交通安全意識の高揚

方針	施策	推進項目
	(3) 防犯団体支援事業 (4) 防災意識の高揚及び防災力の充実 (5) 防災対策事業	(7) 地域防犯団体による安心・安全な街づくりの推進 (7) 住民参加型防災訓練の実施 総合防災訓練への参加 (7) 自主防災組織の結成促進、自主防災会連絡協議会の運営 (9) 災害時要援護者の避難支援 (7) 災害時の応急活動
	豊かさにとぎわいのあ るまち	
	(1) 中山間地域振興事業 (2) 農地・水・環境保全向上対策事業 (3) 農業施設維持管理事業 (4) 林道整備事業 (5) 八代くま川祭り事業 (6) 全国花火競技大会事業 (7) 坂本ふるさとまつり事業 (8) せんちよういぐさの里まつり事業 (9) ふる郷愛鯉祭事業 (10) 東陽しょうがまつり事業 (11) 泉町特産品まつり事業 (12) 中心市街地活性化対策事業 (13) みなと八代フェスティバルの開催	中山間地が有する国土保全や保健休養等の多面的機能を維持する。 (7) 地域ぐるみで行う共同活動に対する助言、指導（履行確認等）や事業費の間接的支援 (7) 排水路等の農業用施設の維持管理等の取り組みについての支援。（樋門及び排水ポンプ維持管理費、浮草防除等協議会への助成等） (7) 市民参加型の整備 (7) 八代くま川祭り振興会の活用 (7) やつしろ全国花火競技大会実行委員会の活用 (7) 坂本ふるさとまつり運営委員会の活用 (7) せんちよういぐさの里まつり実行委員会の活用 (7) ふる郷愛鯉実行委員会の活用 (7) 東陽しょうが祭り運営委員会の活用 (7) 泉町特産品まつり実行委員会の活用 (7) 八代市中心市街地活性化協議会の活用 (7) フェスティバルの開催
	人と自然が調和するま ち	
	(1) 環境学習推進事業 (2) 環境美化活動推進事業 (3) 環境基本計画等推進事業 (4) ごみ減量化対策事業 (5) 廃棄物処理対策事業 (6) 分別収集事業 (7) ごみ収集管理事業 (8) 資源物集積所巡回指導事業	(7) こどもエコクラブ事業の推進、次世代を担う子供たちを対象とした環境学習の機会の提供 (7) 環境ゼミナール事業の推進、環境全般に関する出前講座 (7) 「きれいなまちづくり協定」締結団体に対する活動支援 (7) (仮称) 環境パートナーシップ会議の設立 (7) 生ごみ堆肥化容器等の購入費用の一部助成 (7) 一般廃棄物を多量に排出する事業所のごみ減量化推進 (7) 段ボール箱を利用した生ごみ堆肥化の普及促進 (7) 廃食用油の利活用推進 (7) マイバッグキャンペーンの実施 (7) リサイクル推進協力店の認定 (7) 市民からの不法投棄等の情報収集 (7) 分別品目の統一・拡大を図る (7) 分別指導員講習会の実施 (7) ごみ出し及び分別ルールの啓発 (7) 市職員による資源物集積所巡回指導の実施

方針	施策	推進項目
役割の明確化	パートナーシップ協定の制定	(7) 役割分担・責任所在の明確化 (4) アドプトプログラムの制度化
	自治基本条例の制定に向けた取り組み	(7) 機運を高める (4) 市民参加型の整備
啓発の促進	住民意識の高揚	(7) 自治意識と相互扶助の啓発 (4) 伝統文化の継承発展と世代間交流
	自治会との連携協力	(7) 自治会活動との連携
施設の運営	活動拠点施設の機能充実	(7) 民間活力の導入





VI 住民自治を支えるための行政支援

住民自治によるまちづくりを推進するため、次の5つの支援を行っていきます。

【計画書の見方】

- (1) 掲載している内容は、「第2 行動計画の柱」から前期計画において特に推進すべきものを転記しています。
- (2) 表に示している記号の意味は下記のとおりです。
 - ①「△」・・・調査、検討、準備の場合
 - ②「○」・・・一部実施、試行の場合
 - ③「◎」・・・実施、達成、終了の場合
 - ④「→」・・・継続して推進する場合
 - ⑤「◎→」・・・実施後、引き続き推進の場合

第1 組織設立の支援

施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール(いつまで)					
				H22	H23	H24	H25	H26	
コミュニティ領域の設定	(7)組織調整	広報紙、ケーブルテレビ等を積極的に活用するとともに、積極的に住民説明会を実施し、組織化を図る。	地域振興課 支所総務課	◎	→				→
	(7)設立準備委員会の設置	組織設立前に十分検討ができるよう設立準備委員会を設置し、地域資源の整理やニーズの把握、組織構成等について時間をかけながら組織化を図る。	地域振興課 支所総務課	○	→				→
	(7)地域協議会の設置	新たな組織の設立にあたっては、一律に一斉に推進していくことは困難であり、住民の不安もあることから、先行地域として、モデル地域を指定し、適宜、見直しを図りながら、段階的に組織化を図っていく。	地域振興課 支所総務課	△	○	→			→
市政協力員との関係	(7)市政協力員との連携強化	住民自治組織の設置に向け、市政協力員の理解・協力を得ながら推進していく。	生活安全課 地域振興課						→
	(7)自治会長の負担軽減	集中している自治会長の業務を地域住民みんなで取り組んでいくようにする。	生活安全課 地域振興課	△	○	→			→

地域協議会の立ち上げは、まちづくりへのはじめの一步となります。

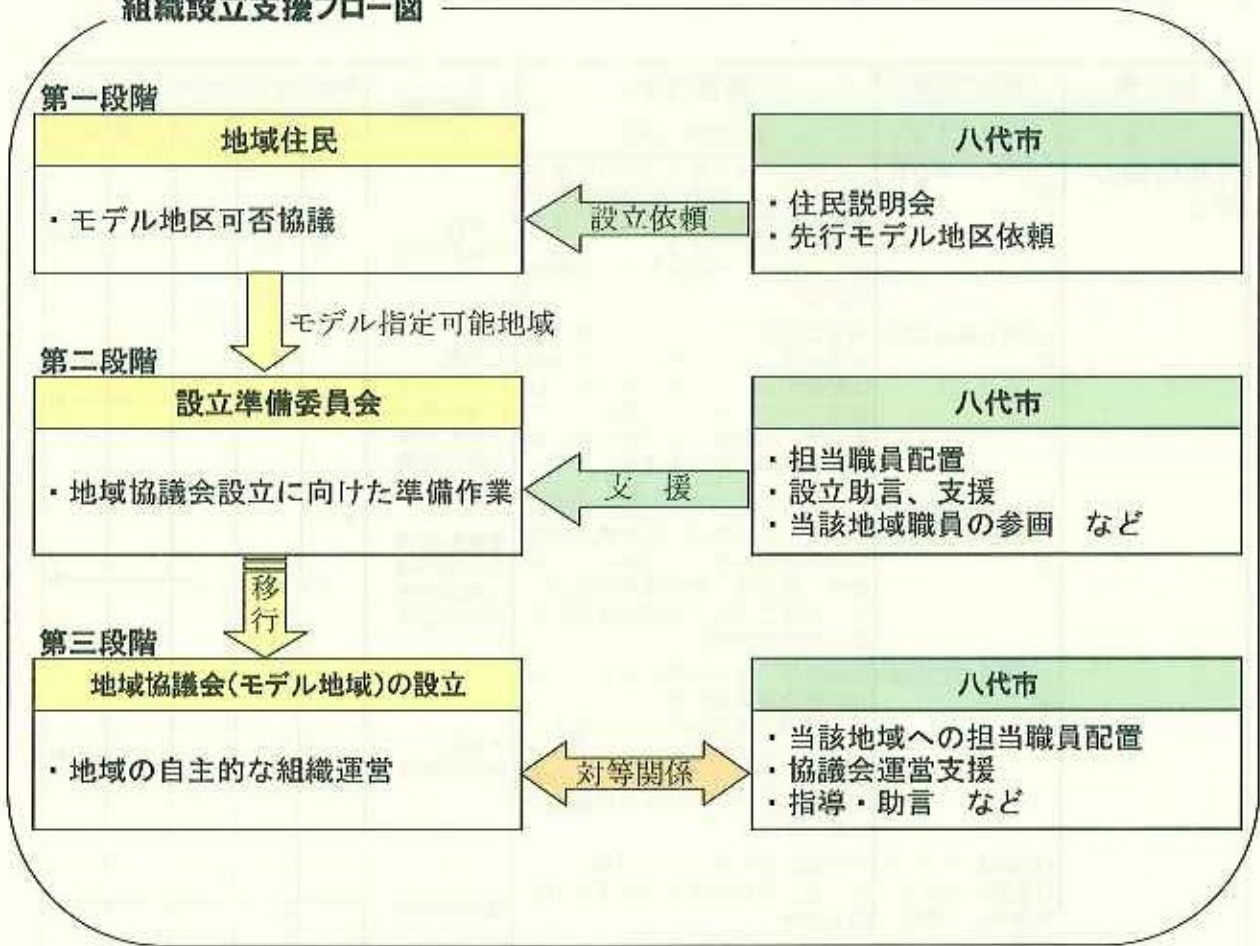
しかし、組織を形式的に作っていても住民の方自らがまちづくりを自主的に進めようという意識がなければうまく機能しません。そのため、市では自治意識を高めるため啓発活動や住民説明会を実施し、組織化を図ります。

組織化にあたっては、当面、モデル地域を数箇所指定し、行政と二人三脚の取り組みを進め、モデル地域との実績を踏まえて、他地域への組織化を図っていきます。

モデル地域の指定後、設立準備委員会を設け、地域の課題や問題点、ニーズ、地域の強みなどを行政職員と一緒に考えていきます。

また、市政協力員との連携を深め、組織化に向けた不安解消を図るとともに、十分時間をかけて組織を設置していきます。

組織設立支援フロー図



組織設立に向けた取り組み



住民説明会の実施



設立準備委員会への参画

第2 行政組織の整備

施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール (いつまで)				
				H22	H23	H24	H25	H26
行政組織の 確立	(f) 専門部署の設置	コミュニティについての行政窓口を一本化し、各課との連絡調整や各種情報提供等、効果効率的なまちづくりを推進する。 また、支所・出張所等との連携強化を図る。	人事課 行政改革課	△	△	○	→	
	(g) 担当職員の配置	地域の総合的なまちづくりを支援する担当コーディネーターを地域に配置する。コーディネーターは地域のコミュニティに関わっている支所、出張所、公民館の職員の業務体系の見直しを図る。	人事課 行政改革課 地域振興課 生活安全課 生涯学習課	△	△	○	→	
	(h) 出先機関職員の業務内容見直し	地域のコミュニティに携わっている、支所・出張所・公民館の職員の業務内容のあり方を検証し、必要性・有効性・効率性等を考慮し、地域でできるものは地域に委ね、役割を明確にしていく。	地域振興課 支所総務課 生活安全課 生涯学習課	△	△	○	→	
	(e) 職員の意識改革	市民参画、市民協働に関して、職員研修会を実施する。 また、職員も地域住民の一員として、率先して地域のまちづくりに参加し、住民と一緒に汗を流すなどして、住民との信頼関係を築いていく。	人事課 地域振興課					→
	(f) 組織づくり及び協働に関する推進体制の機能充実	全市的に取り組む必要があるため、住民自治推進庁内推進検討会議を設置する。	地域振興課					→
	(g) 地域内分権の推進	地域の独自性が最大限発揮できるよう地域内分権を推進し、地域で決めた事柄は地域が責任を持ち、住民に身近なところで課題解決ができるような仕組みを構築するようにする。	地域振興課	△	○	→		

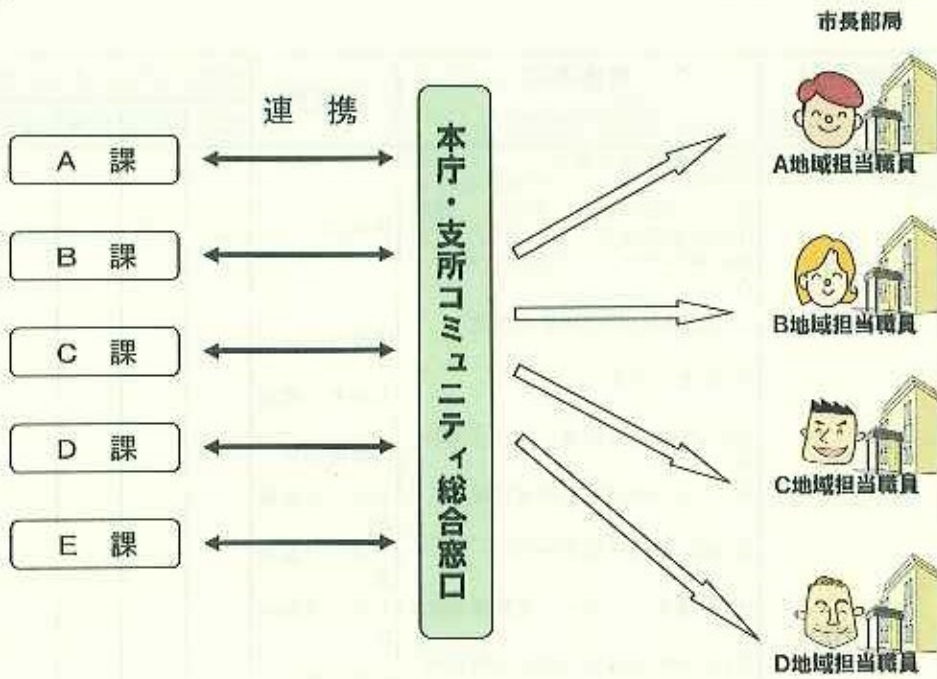
地域づくりに関する事務は、まちづくり、社会教育、環境美化、文化振興など、個別に行政組織規則の事務分掌で分けられており、それぞれの所管課が担当しています。今後は、住民と行政の協働によるまちづくりや総合的なコミュニティ施策の展開を図っていくため、行政の窓口を可能な限り統合を図っていきます。

また、住民が主体となってまちづくりに取り組んでいくための行政支援として、側面からしっかりと支援を行う職員を配置します。担当業務においては、住民と行政の協働について十分認識させ、地域活動を意識した取り組みを行っていきます。

市民協働やボランティア活動などへの理解、知識を深めるため、市職員を対象とした研修会等を開催するなど、職員の意識改革に努めていきます。

行政が持つ権限を可能な限り地域におろし、地域住民で決めたまちづくりができるよう、環境整備に努めていきます。

行政組織の整備



地域の総合的なまちづくりをサポート。
地域の調整役として、公民館主宰同様に
これまでどおり職員が常駐します。

職員の意識改革



職員研修会等の開催



地域活動への参加

第3 補助制度の確立

施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール (いつまで)					
				H22	H23	H24	H25	H26	
住民自治活動支援制度 (補助金一本化)	(7) 補助制度の見直し	地域の活動運営費として、これまで個別に支出している補助金を見直し、可能な限り一本化し、地域住民の自己決定・自己責任での補助活用が行えるよう制度化を図る。	該当課	△	○				→
		(1) 資源回収集積所管理事業	清掃センター						
		(2) 敬老会事業	高齢者支援課						
		(3) 八代市地域健康づくり推進事業	健康増進課						
		(4) 八代市体育協会運営補助	スポーツ振興課						
		(5) 校区民体育祭委託事業	スポーツ振興課						
		(6) 地域ゲートボール場整備補助	スポーツ振興課						
		(7) 坂本地域振興会事業運営委託	生涯学習課						
		(8) 校区総合社会教育推進協議会事業委託	生涯学習課						
		(9) 地域交流事業委託	生涯学習課						
	(10) 自治公民館支援事業補助金	生涯学習課							
	(4) 配分や運用ルールづくり	人口・面積規模、さらには地域特性を十分考慮し、住民にわかりやすい、利用しやすい補助制度を確立する。(要領、運営マニュアル等)	地域振興課	○					→
組織設立時における支援制度	(7) 住民自治組織運営補助金	新たな住民自治組織をスムーズに運営していくには、時間もかかり経費も必要となることから、一定期間組織を運営するために必要となる経費の一部を助成する。	地域振興課	△	○				→

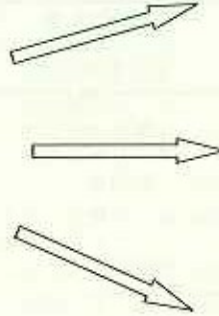
これから設置する地域協議会を中心に行政の持っている権限・財源を可能な限り移譲していきます。その手はじめとして、各地域の独自のまちづくりが行えるよう、コミュニティに関する補助金を一本化し、一括して交付します。

使途裁量権の拡大を図り、住民自らが主体的に判断し、地域課題の解決に活用できるようにします。

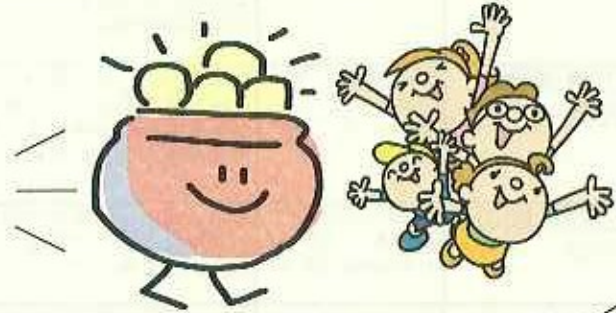
また、新たな組織を設置した地域においては、組織の運営に必要な経費の一部を一定期間助成するなど、スムーズに組織運営ができるよう努めていきます。

補助金の一括交付

これまで、各団体一律に補助してました。また、使い道も限定しており、住民の総意工夫が発揮できませんでした。



コミュニティに関する補助金を出来るだけ統合して、一括交付します。これにより、優先順位や配分を地域住民のみなさんで決めることが可能となり、独自性が発揮で



運営に関する補助金

新しい組織を作って、事務局を設けると、いろんな準備経費が必要になってくるけど、財源はどうしたらいいのだろう……。みんなも頭を抱えるだろうな～。



校区で新しい組織を立ち上げるには、資金も必要となります。地域協議会の運営を円滑に行うため、設立から一定期間、組織の運営に必要な経費の一部を助成します。



第4 自治意識の高揚

施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール (いつまで)					
				H22	H23	H24	H25	H26	
住民意識の高揚	(ア)自治意識と相互扶助の啓発	まちづくりへの意識を高めてもらうよう、各種媒体を活用したり、啓発パンフレットを作成し、自治意識の向上を図る。	地域振興課 該当課	◎					→
	(イ)伝統文化の継承発展と世代間交流	地域の伝統・文化を子どもたちに継承していくことができるよう子ども達と積極的な交流を図る。	該当課						→
地域情報・行政情報の提供	(ア)情報公開と透明性の確保	地域のまちづくりに関する情報を積極的に公開する。	該当課						→
	(イ)ポータルサイト「ごろっと やっちる」の充実	住民と行政の双方向の情報交換ができるようポータルサイト「ごろっと やっちる」の提供を行い、コンテンツ等を充実させる。	情報推進課 広報広聴課						→
	(ロ)出前講座の充実	市が行う事業や施策に関して積極的に向いて説明を行うことで、市民の市政に対する理解と関心をより深めるとともに、広く市民の意見を伺う機会とする。	広報広聴課						→
広報活動の充実	(ア)広報紙、ケーブルテレビ、ホームページ等の活用	広報紙・ケーブルテレビ・ホームページ等を通じて、市政や生活にかかる大切な情報を広く提供し、市民参画の向上に努める。	広報広聴課 該当課						→
広聴活動の充実	(ア)元気づくりトークや市長への手紙等の活用	手紙・メールの受付や市民との対話交流など、引き続き広聴活動の充実に取り組んでいく。	広報広聴課						→
自治会との連携	(ア)自治会との連携・協力	住民の身近な組織である自治会は、地域の親睦と交流を通じて連帯感を深めており、市民が安心していきいきと暮らせるまちづくりを推進する重要な組織である。自治会と連携協力してまちづくりが活発となるよう役割分担について啓発していく。 また、自治会未加入者への加入啓発を行います。	地域振興課 生活安全課 支所総務課	○					→

自分の住む地域の環境や快適な暮らしのための各種施策について、地域住民のみんなが真剣に考え、将来どのようなまちにしていきたいのか、そのために自分たちで何ができるかを考え、行動してもらうため、協働に関する情報提供や研修会、出前講座等、積極的な啓発活動を行い、住民自治意識の向上に努めていきます。

また、住民の身近な組織である自治会は、地域のまちづくりの重要な役割を果たしています。まちづくりは、一部の人が担うのではなく、そこに暮らすすべての住民が地域の担い手として考えなければなりません。そのため、自治会役員等への負担軽減や自治会未加入者へ加入啓発を考えていきます。

自治意識の高揚



ホームページ等での啓発



出前講座等の実施



各種セミナーの開催

自治会加入啓発



地域の連携を深め、安心・安全なまちづくりのために

自治会に加入しましょう！

みんなのまちだから、みんなでつくろうよ！

- ・地域の交通安全、防犯防災活動
- ・環境美化活動
- ・ふれあい活動
- ・広報活動 など

第5 拠点施設の機能充実

施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール (いつまで)				
				H22	H23	H24	H25	H26
活動拠点施設の機能充実	(7)活動拠点施設の位置づけ	新たな住民自治組織の総合的なまちづくりを行うため、公民館等施設を地域の活動拠点施設として位置づける。	地域振興課 生涯学習課 生活安全課 農業振興課	△	○			
	(4)民間活力の導入	公民館等施設を地域住民が主体となって、管理運営・企画等まで行えるよう構築し、自己決定・自己責任によるまちづくりを進める。	行政改革課 該当課	△	△	△	△	○
	(9)公民館等施設の改修	公民館等施設は、地域の活動拠点施設となるため、利用しやすいように緊急性・必要性を見極めながら改修を進める。	地域振興課 生涯学習課 生活安全課	○				

地域住民が主体となって、地域づくり、福祉活動等を実践していくため、公民館等施設を地域の活動拠点施設として位置付けていきます。

また、公民館等施設を対象とした指定管理者制度の導入にあたっては、地域の拠点施設ということを第一に考え、地域住民が主体となって管理運営できるような仕組みを考えていきます。

さらに、公民館等施設が利用しやすい環境を整えるとともに、地域活動が活発となるよう、必要性、緊急性を考慮しながら整備していきます。

公民館等施設は、地域の拠点であり、住民の活動の場となる施設です。いわば、地域住民のための施設となります。市では、地域住民のみなさんがこれまで以上に使い勝手が良くなるよう指定管理者制度を地域と結び、地域住民が主体となって、施設の管理・運営ができるようにしていきます。

